

日本福祉大学総合研究支援室規程

（趣旨）

第1条 日本福祉大学総合研究機構規程第5条に定める総合研究支援室に関する事項は、本規程に定めるところによる。

（任務）

第2条 総合研究支援室は、本学における研究事業の推進及び発展のため、総合研究機構のもとで、次の事業を行う。

- (1) 本学における研究戦略・研究政策に基づく事業推進に係る事項
- (2) 研究推進に係る諸制度の整備とその運用に係る事項
- (3) 学内研究助成制度に係る制度整備、選考、評価に係る事項
- (4) 競争的資金、学外研究資金の獲得推進に係る事項
- (5) 研究活動及び公的研究費の取扱いに係る不正防止の推進に向けた諸制度の整備に係る事項
- (6) 研究倫理教育・コンプライアンス教育の計画及び推進に係る事項
- (7) 研究活動及び公的研究費の取扱いに係る不正防止の窓口
- (8) 嘱託研究員、客員研究所員等の採用及び委嘱に係る事項
- (9) 日本福祉大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査に係る事項
- (10) 日本福祉大学研究に関する利益相反委員会に関する事項
- (11) その他、本学における研究推進に係る事項

（組織）

第3条 総合研究支援室は、総合研究機構のもとに置かれ、総合研究支援室長、総合研究支援室長補佐、室員により構成する。

（総合研究支援室長）

第4条 総合研究支援室長は総合研究支援室を代表し、その業務を統括する。

2 研究支援室長は総合研究機構長が兼務する。任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

（総合研究支援室長補佐）

第5条 総合研究支援室長補佐は、総合研究支援室長を補佐する。

2 総合研究支援室長補佐は、学務部長が兼務する。

（室員）

第6条 室員の構成は次のとおりとする。

- 2 教員については、総合研究機構長の進達を受けて大学評議会が審議し、学長が任ずる専任教員若干名とし、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 職員については、学務部長、研究課長及び研究課職員とする。

（総合研究支援室会議）

第7条 総合研究支援室会議は、第6条に定める室員により構成し、第2条に定める任務推進に係る事項を審議する。

2 総合研究支援室会議は、必要に応じ随時開催するものとし、総合研究支援室長が議長となる。

（規程の所管課室）

第8条 本規程の所管課室は、研究課とする。

（規程の改廃）

第9条 本規程の改廃は、総合研究支援室会議の審議結果の進達を受けて大学評議会が審議し、学長が決定する。

附 則

- 1 本規程は、2009年4月1日から施行する。
- 2 本規程は、2015年4月1日から一部改正施行する。
- 3 本規程は、2019年7月1日から一部改正施行する。